

地域公共交通に関わる上位・関連計画から、まちづくりにおける「地域公共交通の位置づけ」を整理します。

- 1) 尾道市総合計画（平成 28 年度策定）
- 2) 尾道市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略（平成 27 年度策定）
- 3) 尾道市都市計画マスタープラン（平成 29 年度策定）
- 4) 尾道市高齢者福祉計画及び第 7 期介護保険事業計画（平成 29 年度策定）
- 5) 第 10 次尾道市交通安全計画（平成 28 年度策定）
- 6) 第 2 次尾道市環境基本計画（平成 28 年度策定）
- 7) 尾道市公共施設等総合管理計画（平成 28 年度策定）
- 8) 尾道市移動円滑化基本構想（平成 17 年度策定）

1) 尾道市総合計画（平成 28 年度策定）

① 計画の概要

「尾道市総合計画」は、環境の変化に対応したまちづくりを進め、本市が目指すべき姿と進むべき道筋を明らかにし、市民の願いを実現する持続可能なまちづくりの方向を示す指針となるものであり、将来の健全な発展と市民生活の安定及び生活環境の向上を図るための総合的かつ長期的な計画です。

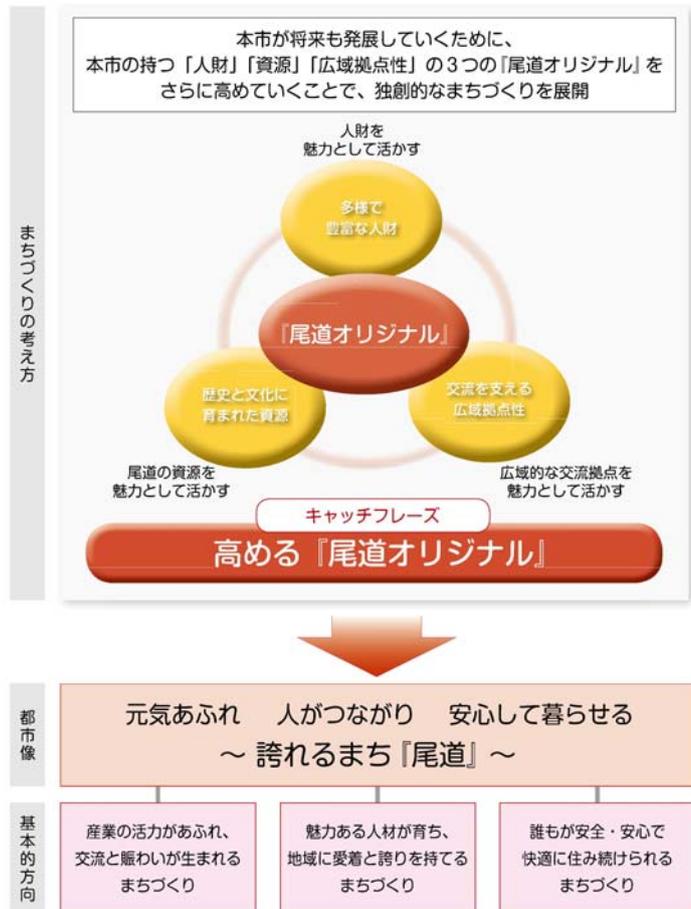
② 計画期間

平成 29 年度から平成 38 年度まで
（10 年間）

③ まちづくりの考え方・都市像

本市が将来目指すべき都市像として「元気あふれ 人がつながり 安心して暮らせる ～誇れるまち『尾道』～」を掲げ、「人財」「資源」「広域拠点性」の 3 つの魅力が『尾道オリジナル』と表現し、これらをさらにみがき高め、尾道だからこそできる独自のなまちづくりを展開することで、市民が誇れる、さらには、多くの人々から選ばれるまちの実現を目指すこととしています。

また、まちづくりの基本的方向性の一つに「誰もが安全・安心で快適に住み続けられるまちづくり」を掲げ、市民の生命や財産を守り、快適な日常生活を支える生活基盤の維持更新を推進することとしています。



（出典）尾道市総合計画

▲ 基本構想の体系図

2) 尾道市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略（平成 27 年度策定）

① 計画の概要

「尾道市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」（以下、「人口ビジョン」という。）は、急激な人口減少や超高齢社会に適応したまちづくりを進めていくために、国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を勘案して、本市の人口動向を分析し、その目指すべき将来の方向性を提示したものです。また、「尾道市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「総合戦略」という。）は、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が示す政策4分野ごとの基本目標及び人口ビジョンが示す人口の将来展望を踏まえ、本市における5年後の基本目標を定めるとともに、この基本目標の実現に向け、講ずべき施策に関する基本的方向と具体的な施策を定めたものです。

② 計画期間

〔人口ビジョン〕 対象期間：平成 60 年度まで

〔総合戦略〕 計画期間：平成 27 年度から平成 31 年度まで（5 年間）

③ 地域公共交通に関する基本目標・施策

基本目標の一つに「誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりに取り組む」ことを掲げ、その中で「地域の実情に即した交通網の整備」を位置づけ、地域公共交通に関する施策を下記のように示しています。

基本目標	<p>基本目標①：地域の特徴を最大限活用した尾道ブランドをさらに強化し、安定したしごとの場を創出する。</p> <p>基本目標②：尾道市の魅力を活かして新たな人を呼び込む。</p> <p>基本目標③：安心して産み育てられる環境を整備する。</p> <p>基本目標④：誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりに取り組む。</p>									
地域公共交通に関連する施策 <small>（基本目標④の実現に向けた具体的施策等の抜粋）</small>	<p>〔施策〕 地域の実情に即した新たな交通網の整備</p> <p>■ 評価指標</p> <table border="1" data-bbox="467 1341 1412 1599"> <thead> <tr> <th>重要業績評価指標 KPI</th> <th>基準値（H26）</th> <th>目標値（H31）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公共交通機関を利用しやすいと感じる人の割合</td> <td>38.6%</td> <td>増加</td> </tr> <tr> <td>市内乗合バスのノンステップバス導入率</td> <td>46%</td> <td>50%以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>■本市の各地区内における交通網の整備</p> <p>本市の各地区内において、買い物や通院等の日常生活での移動手段を確保し、住みやすい地域づくりを推進するため、マイクロバス等の運行を支援するほか、観光客が本市内のより多くの観光地を訪れることができるよう、本市内の回遊のための利便性を確保するために、地域交通の有り方を検討します。</p> <p>■主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ノンステップバス導入事業 	重要業績評価指標 KPI	基準値（H26）	目標値（H31）	公共交通機関を利用しやすいと感じる人の割合	38.6%	増加	市内乗合バスのノンステップバス導入率	46%	50%以上
重要業績評価指標 KPI	基準値（H26）	目標値（H31）								
公共交通機関を利用しやすいと感じる人の割合	38.6%	増加								
市内乗合バスのノンステップバス導入率	46%	50%以上								

3) 尾道市都市計画マスタープラン（平成 29 年度策定）

① 計画の概要

「尾道市都市計画マスタープラン」は、市域を広域的に捉えたまちづくりを推進するための都市計画の基本的な方針を定めることを目的として、合併前の地域相互の関係性を踏まえて策定されたものです。土地利用や道路、公園、下水道等の整備、自然環境の保全など、長期的視点に立った望ましい将来都市像やまちづくりの方向性を総合的に示した計画であり、今後の都市計画の見直しや都市施設の整備を進める上での指針となるものです。

② 計画期間

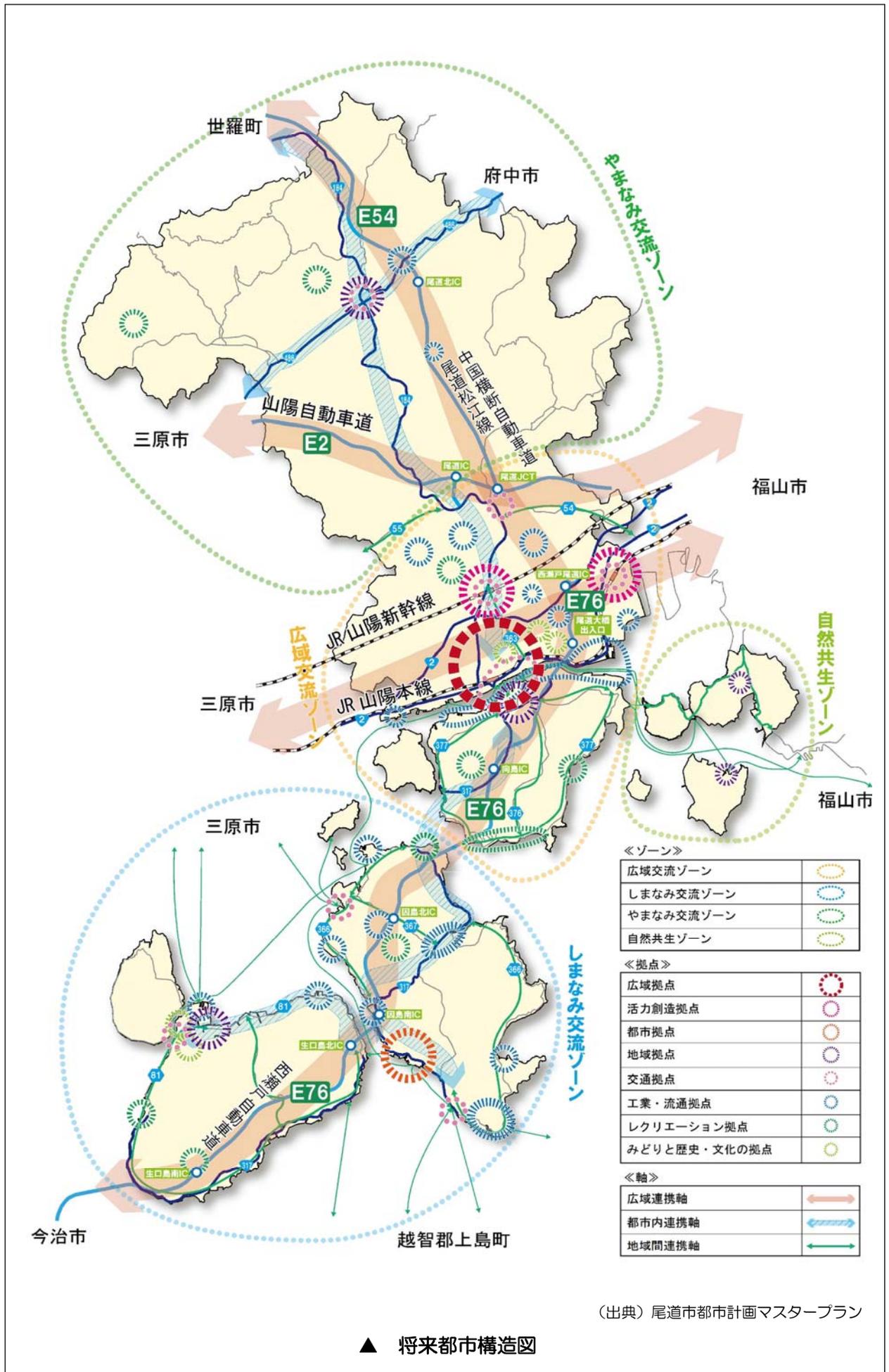
基準年次を平成 27 年として、概ね 20 年後の平成 47 年の都市の将来を展望

③ 基本構想と地域公共交通に関する内容

まちづくりの基本理念・基本目標を下記のように定めるとともに、将来都市構造を定めて拠点・軸配置が示されており、今後の地域公共交通ネットワークを考える上では、ここで示される都市・地域拠点の連絡に十分配慮することが求められます。

また、道路・交通体系の整備方針の一つとして「地域公共交通の活性化」が位置付けられています。

基本構想	まちづくりの基本理念	誰もが安全で、安心して暮らすことができ、 地域が多彩に輝く、魅力あふれる都市
	まちづくりの基本目標	目標 1：災害に強く、安全で、安心して暮らせる都市の構築 目標 2：誰もが便利で快適に暮らせる生活環境の形成 目標 3：経済活動を支えるインフラの充実 目標 4：個性ある景観を保全・活用した風格のあるまちづくり
	将来都市構造 (次頁図参照)	■ゾーン 広域交流ゾーン、しまなみ交流ゾーン、やまなみ交流ゾーン、自然共生ゾーンの 4 つに区分し、各ゾーンの特性に応じた将来都市構造を設定。 ■拠点 ゾーン区分の設定を踏まえ、各種都市機能を維持・集積すべきエリアを市民生活や都市活動を支える“拠点”として設定。 ■軸 本市の将来都市構造を担う軸として、主に、道路・鉄道・航路等の交通軸を設定。
地域公共交通に関連する内容 (抜粋)	〔道路・交通体系の整備方針〕 ■基本的な考え方 誰もが容易に移動ができるよう、市内の各拠点間を接続する道路・交通ネットワークを強化し、 <u>地域公共交通を軸とする総合的な交通体系の確立</u> を目指します。 ■地域公共交通の活性化 地域公共交通は、将来のまちづくりに欠かせない基盤であり、 <u>「尾道市地域公共交通網形成計画」において定める、「持続可能なまちづくりを支え、将来にわたって親しまれる地域公共交通」の実現に向けて取り組みます。</u>	



(出典) 尾道市都市計画マスタープラン

▲ 将来都市構造図

4) 尾道市高齢者福祉計画及び第 7 期介護保険事業計画（平成 29 年度策定）

① 計画の概要

「尾道市高齢者福祉計画及び第 7 期介護保険事業計画」は、高齢者を取り巻く状況の変化や超高齢社会における諸課題に対応し、今後も高齢者が住みなれた地域で元気でいきいきと暮らせるよう、高齢者福祉のための取組を総合的かつ体系的に網羅した計画です。

② 計画期間

平成 30 年度から平成 32 年度まで（3 年間）

③ 基本的な考え方と地域公共交通に関する施策

歳を重ねることに幸せを感じられる社会の実現に向けて、基本理念、基本目標・基本方針を下記のように定めており、地域公共交通に関連する施策として「高齢者が利用しやすい交通機関等移動手手段の整備」、「敬老優待乗車証交付」等が示されています。

目指す姿 （基本理念）	<p style="text-align: center;">幸齢社会 おのみち ～住みなれた地域で元気でいきいきと暮らすために～</p>
基本目標・ 基本方針	<p>急速な高齢化の進展に危機感を抱きつつも、「超高齢社会」という言葉の持つマイナスイメージから脱却し、歳を重ねることに幸せを感じられる社会（＝幸齢社会おのみち）の実現を目指します。</p>
地域公共交通に 関連する施策 <small>（抜粋）</small>	<p>〔施策〕 高齢者が利用しやすい交通機関等移動手手段の整備 容易に移動できる交通手段の確保が、高齢者の積極的な活動を支える重要な条件となります。尾道市地域公共交通網形成計画、尾道市移動円滑化基本構想に基づき、今後も高齢者の活動が活発になるよう、<u>交通手段の確保と移動の円滑化</u>に取り組みます。</p> <p>〔施策〕 敬老優待乗車証等交付 満 75 歳以上の高齢者に対し、通院や買い物等の外出支援を目的とした、敬老優待乗車証・バス船共通券・タクシー利用助成券や、健康維持やリフレッシュを目的として、鍼灸・マッサージや入浴の助成券のいずれかを交付しています。引き続き、<u>高齢者の通院や買い物等の外出を支援し</u>、閉じこもりの防止や認知症対策に努めます。</p>

5) 第 10 次尾道市交通安全計画 (平成 28 年度策定)

① 計画の概要

「第 10 次尾道市交通安全計画」は、社会・経済情勢の動向や少子高齢化の進展等を背景として、交通事故をめぐる諸情勢が複雑に変化するものと見込まれるなか、一体的、総合的な交通対策を講じるとともに、地域の特性に即した交通安全対策を一層推進するため、講じるべき交通安全に関する施策の大綱を定めたものです。

② 計画期間

平成 28 年度から平成 32 年度まで (5 年間)

③ 基本的な考え方と地域公共交通に関する施策

交通弱者の安全を一層確保する、「人優先」の交通安全思想を基本とし、地域公共交通に関連する施策として「交通需要マネジメントの推進」、「高齢者への運転免許証自主返納制度等の周知」等が示されています。

基本的な考え方	交通安全の分野においては、弱い立場にある者への配慮や思いやりが必要であり、車両と比較して弱い立場にある高齢者、子ども、障害者等の交通弱者の安全を一層確保する、「人優先」の交通安全思想を基本として、あらゆる施策を推進する。
目標	① 交通事故死者数を年間 4 人以下 (内高齢者 2 人以下) とする。 ② 交通事故発生件数を年間 340 件以下とする。
地域公共交通に関連する施策 (抜粋)	<p>〔施策〕 道路交通環境の整備</p> <p>■ 高齢者、障害者等の安全対策</p> <p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき定められた重点整備地区や高齢者、障害者等が利用する公共施設、福祉施設、病院等の施設周辺においては、<u>公共交通機関等のバリアフリー化と連携しつつ</u>、平坦性が確保された幅の広い歩道等の整備に努める。</p> <p>■ 交通需要マネジメントの推進</p> <p>道路交通渋滞を緩和し、道路交通の円滑化を図ることによる交通安全の推進に資するため、案内標識等の整備や道路整備及び交差点改良等による交通容量の拡大策、<u>公共交通機関利用の促進</u>などを図る。</p> <p>〔施策〕 交通安全思想の普及徹底</p> <p>■ 高齢者への運転免許証自主返納制度等の周知</p> <p>自動車等の運転に不安を抱える高齢者やその家族等に対して、必要に応じて<u>運転免許証の自主返納を促すため</u>、<u>運転免許証自主返納制度や運転免許証自主返納者に対する優遇措置の周知</u>を図り、<u>高齢運転者による交通事故抑止</u>に努める。</p>

6) 第2次尾道市環境基本計画（平成28年度策定）

① 計画の概要

「第2次尾道市環境基本計画」は、健全で恵み豊かな環境を次世代へ引き継ぐために環境保全についての基本理念を定めた「尾道市環境基本条例」に基づき、環境の保全・創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定したものです。

② 計画期間

平成29年度から平成38年度まで（10年間）

③ 基本理念・方針と地域公共交通に関する施策

基本目標として「安全・安心な暮らしづくり（生活環境）」、「地球環境を意識した生活づくり（地球環境）」などを掲げ、その中の地域公共交通に関連する基本的な取組として「公共交通機関の利用促進」、「地球環境に配慮したライフスタイルの啓発」を位置づけ、市民・事業者・市・滞在者の取組を示しています。

望ましい環境像	海、緑、文化につつまれた 地球と人にやさしいまち 尾道
基本目標	I 安全・安心な暮らしづくり（生活環境） II 豊かな自然と仲良く暮らす仕組みづくり（自然環境） III 地球環境を意識した生活づくり（地球環境） IV みんなが住みやすさを感じるまちづくり（快適環境） V 尾道の環境を守る人づくり（環境教育・学習及び環境保全活動）
地域公共交通に関連する取組 （基本目標Ⅰの実現に向けた基本的取組の抜粋）	〔基本的な取組〕公共交通機関の利用促進 ■市民の取組 公共交通機関の利用など、温室効果ガスを可能な限り排出しないライフスタイルを実践します。 ■事業者の取組 通勤には、公共交通機関の利用を奨励します。 ■市の取組 公共交通機関との連携により、利便性の向上に努め、市民・事業者の公共交通機関の利用を促進します。 ■滞在者の取組 観光には、マイカーの利用を控え、徒歩や自転車、公共交通機関の利用に努めます。
（基本目標Ⅲの実現に向けた基本的取組の抜粋）	〔基本的な取組〕地球環境に配慮したライフスタイルの啓発 ■市民の取組 公共交通機関や自転車の利用など、温室効果ガスを可能な限り排出しないライフスタイルを実践します。 ■市の取組 公共交通機関や自転車の利用を促進します。 ■滞在者の取組 観光には、マイカーの利用を控え、徒歩や自転車、公共交通機関の利用に努めます。

7) 尾道市公共施設等総合管理計画 (平成 28 年度策定)

① 計画の概要

「尾道市公共施設等総合管理計画」は、真に必要な公共サービスを持続可能なものにしていくため、公共施設等における適切な規模や在り方等について見直し、財政負担の軽減・平準化を図ることを目的とした計画です。

② 計画期間

平成 29 年度から平成 58 年度まで (30 年間)

③ 基本的な考え方

公共施設に関する基本原則と、これを踏まえた実施方針・削減目標が定められており、「これらの取り組みに当たっては、市域全体の施設バランスや地域特性、交通の利便性などを十分考慮した上で、市民の理解と協力を得ながら行う」ものとされています。

4つの基本原則	① 量を見直して 保有する施設量の適正化 ② 質を見直して 安全・安心で長持ちする施設に ③ サービスを見直して 必要なサービスを効率的に ④ コストを見直して 安定・持続性のある財政運営
削減目標	ハコモノ系施設の延床面積を、30 年間で概ね 25% (19.2 万㎡) 削減

8) 尾道市移動円滑化基本構想 (平成 17 年度策定)

① 計画の概要

「尾道市移動円滑化基本構想」は、日常生活で誰もが安心して歩行でき、公共交通機関で移動することができるようなまちづくりを目指し、JR尾道駅を中心とした重点整備地区を設定し、短期的に整備すべき施策、長期的に取り組んでいく施策、すでに着手し今後も継続していく施策を示したものです。

② 計画期間

「短期」平成 18 年から平成 22 年まで (5 年間)、「長期」平成 23 年以降

③ 基本理念・方針と地域公共交通に関する施策

「誰もが安心・安全に暮らせるまちづくり、ひとづくり」を基本理念に掲げ、地域公共交通に関連する事業として、バス停やバス車両のバリアフリー化が位置付けられています。

基本理念	誰もが安心・安全に暮らせるまちづくり、ひとづくり
基本方針	方針 1：すべての人を対象とした取り組み 方針 2：効果的な事業実施と既存ストックの有効活用 方針 3：市民協働による取り組み 方針 4：心のバリアフリー化の推進
地域公共交通に関連する事業 (抜粋)	〔公共交通特定事業 (バス事業者)〕 ■バス停等での実施事業 ・バス停時刻表のバリアフリー化 (文字を見やすくする等) ■車両等での実施事業 ・新規車両導入時はバリアフリー対応 (低床車両等) ・既存車両はバリアフリー化の努力義務 (料金表を見やすくする等)